

2026 年 7 月 24 日

町田市長 稲垣 康治 様

「2026 年度 高齢者全都共同行動」町田市への要請書

東京高齢者共同行動町田連絡会

今年度は公的年金を 2025 年度から、基礎年金が 1.9%の引き上げ、報酬比例部分が 2.0%の引き上げとなりましたが、マクロ経済スライドによる調整のため、基礎年金は▲0.2%、報酬比例部分は▲0.1%、物価上昇より低い金額です。さらに 7 月に 2500 品目を超える食料品等の値上げ、今年中には 2 万品目を超える食料品の値上げが予測され、市民の生活は苦しさを増しています。私たちは“くらし“を守るために、下記の要請をいたします。

記

町田市への独自要請

1. 医療関係について

- (1) 市民病院の脳神経内科は診療休止、腎臓内科は水曜日と金曜日のみ診療、心臓血管外科は木曜日のみの診療です。通常の診療体制にしてください。
- (2) 後期高齢者及び一般成人健康診査と歯科口腔健康診査費用を無料にしてください。費用を有料とするなら、検査項目に聴力検査と緑内障検査、骨粗鬆症の検査（エムディー法）を追加してください。

2. 国民健康保険について

- (1) 市は、国保事業財政改革として、2032 年度までに法定外繰入金をゼロにする計画ですが、これは国保事業の不足分の負担を被保険者だけに押し付けるものなので中止してください。国保税は 8 年連続値上げの結果、夫 4 0 代で年収 4 0 0 万円、4 0 歳妻扶養、就学児 2 人の世帯では年収の 23.7%と都内 26 市中 3 番目に高額になりました。（昨年度は 4 番目）
- (2) 町田市の国保税の均等割額が増え続けていることは、子育て世帯に多額の負担をかけています。子どもの均等割をなくしてください。
- (3) 政府は、「紙による健康保険証」を廃止しましたが、渋谷区と世田谷区は、マイナ保険証の有無にかかわらず、国民健康保険の加入者全員に、「資格確認書」を発行しています。町田市も国民健康保険の加入者全員に、「資格確認書」を発行してください。
- (4) 市の HP に、国民健康保険税の未払いが長期間続いている、「重度のけがや病気で緊急に病院にかかる必要があり、医療費 10 割を自己負担することが困難な場合、1 ヶ月間有効な資格確認書または資格情報のお知らせを交付できる場合があります。ご相談ください」と掲載されています。さらに「国保ガイド」や市の広報などに載せて周知してください。
- (5) 国民健康保険税を滞納している世帯主に対し機械的に医療費の負担を 1 0 割負担とせず、十分な納付相談・指導を行ってください。また、貧困世帯の差し押さえについて、差し押さえ限度額（本人 1 0 万円、家族 1 人につき 4.5 万円を生活費として除いた額）を守って支払催促をしてください。

3. 介護保険制度について

- (1) 昨年に町田の小川地域、今年は境川団地と老々介護殺人事件が起きました。全国でも稀有な事件が2件も、市内で起きたことを受け、未然防止のための対策をして下さい。
- (2) 特養ホームの入居待機者が多数います。1年以内に入所可能との事ですが、1年近くも待つことは家族にとって心身ともに大変です。多床室の特養ホームを増設して下さい。
- (3) 町田市は今後も、初めての認定申請者に認定調査を行うことと、要支援者に介護サービスの「現行相当サービス」も、継続して下さい。
- (4) いま訪問介護事業所をはじめ介護事業所は、大変厳しい経営と人材不足の状況です。町田市内の介護事業所の実態を調査し、必要な人材や事業継続の確保ができるよう支援して下さい。介護保険法115条49項 保健福祉事業に財政調整基金などを活用して支援して下さい。例えば「世田谷区介護事業障害者控除対象者認定書者経営改善支援事業」などを町田市も実施して下さい。
- (5) 要介護度が1から5の認定者に、申請しなくても全員に、毎年「障害者控除対象者認定書」を交付して下さい。

4. 高齢者福祉等について

- (1) 介護認定者でバスに乗れる体力が無い方に、介護度に応じて、介護保険の適用されないタクシーの費用を補助して下さい。
- (2) 高齢者に補聴器購入費の補助制度が実施されましたが、対象者の所得制限を設けないことと、助成額を増やして下さい。

5. 住宅について

- (1) 市営住宅を早期に新設して下さい。特に単身者用の増設を強く望みます。独り住まいの低年金高齢者など高家賃で生活に困っているだけでなく、民間住宅では入居を拒否される現状を市営住宅の新設により改善して下さい。
- (2) 市営住宅の入居条件を、単身者も世帯者と条件を同じにして下さい。
- (3) 生活保護申請者へ劣悪な無料低額宿泊施設でなく、アパートなどを提供して下さい。
- (4) 住宅確保要配慮者への支援制度である「町田市住まいの電話相談窓口」を住民に周知して下さい。

6. 公共施設の再編計画等について

- (1) 公共施設の再編計画を中止し、特に「図書館」や「学習室や会議室」などを増設して下さい。
- (2) 南市民センター（10月1日～12月28日の期間は窓口閉所予定）、小山市民センター（8月1日から11月1日まで行政窓口を一時閉所）、町田市民文学館の閉館（10月～28年1月4日）、せりがや会館の閉鎖（会議室貸出終了日12月27日）の予定です。地域住民にとって、身近な公共施設が一斉に使えなくなるのはとても不便です。代替え施設や印刷機の使える施設を紹介し、住民に周知して下さい。また、市民センター等のサービス低下及び、地域センター等の民間委託化計画を中止して下さい。
- (3) 市の学校統廃合計画を再検討下さい。地域にとって学校の役割は大きい。地域の避難所や備蓄品など地域住民と一緒に検討し、地域住民に周知して下さい。
- (4) 町田市は100人以上の大規模学童保育が数多くあり、中には200人を超える施設も2カ所あります。クラスを仕切って厚労省が出している基準に合うようにして下さい。

(5) 市は、(仮称) 国際工芸美術館を芹ヶ谷公園内に建設について『「芹ヶ谷公園“芸術の杜”を語る集い」を開催し、皆さまの声をお伺いするところからスタートし、今後も市民ワークショップなどを通じて、多くの皆さまから幅広く声をいただいてまいります。』とのことです。今後、見直しの進め方など、策定プロセスの透明化や情報の公開をお願いします。

(6) 野津田公園のスケートパークを 2028 年度オープンに向け、整備工事に着手するとの計画です。しかし、3 月議会の請願「野津田公園スケートパークの予算の執行を一時とめて、市民と話し合う場所を求める請願」は、6 月議会でも継続審議となりました。2028 年度オープン計画を一時とめ、多くの市民の声を聞き、9 月市議会などで十分審議して下さい。貴重な湿生植物園を残し、スケートパークは別な場所に建設して下さい。

7. 交通関係について

(1) 市は、(仮称) 町田市地域公共交通計画」を、市民や交通事業者と連携しながら 26 年度中に策定するとのことですが、一昨年のバスの運行本数に戻すような計画にして下さい。

(2) バス停に屋根とベンチを設置して下さい。

8. 生活保護について

(1) 市の HP に「生活保護のしおり」と、「扶養義務への照会」に支援の活用欄に「親、子、親族への扶養照会は、扶養期待できると判断される方に対して行います。一定期間（例 10 年程度）音信不通であるなど交流が絶えている場合には、扶養照会を行いません。」と掲載されました。生活保護のしおりを市の総合窓口において下さい。

(2) 「生活保護申請は権利です」のポスターを作成し、周知をして下さい。また町田市は、「申請時に用意していただきたい書類」が大変多いです。生活保護は申請主義です、最低限必要なものだけにして下さい。

(3) 最高裁判決を踏まえた保護費の追加給付について、過去に町田市で生活保護を受給していた世帯の方は、申請が必要とのことですが、申請書を市の総合窓口や各市民センター等に置いて下さい。

9. その他

(1) 市の広報の配布について、「市内在住で新聞を購読しておらず、近くに広報の配布場所がない、高齢などの理由から、広報紙を取りに行くことができない方には、ポスティングによる無料配布を行っています。」と市の Hp に掲載されていますが、まちだ広報にもその旨を掲載して下さい。

(2) 2027 年 1 月からの下水道使用料の値上げを中止して下さい。

B. 国や東京都などへ要請のお願い

1. 後期高齢者医療制度について

(1) 窓口負担や保険料の算定に、金融所得も含めて算定することを、実施しないよう国に要請して下さい。

(2) 出産育児一時金の負担を保険料から徴収していますが、中止するよう国に要請して下さい。

2. 国保制度について

- (1) 東京都は、2030 年度までに国保の保険料（税）統一する方針を決定しました。2029 年度まで都は繰越金を活用し値上げの 3/4 を補助予定とのことですが、2030 年度から 23 区以外は大幅な値上げになると思われます。国保の保険料（税）統一を中止するよう、都に要請して下さい。
- (2) 子どもの国保料（税）の負担をなくすために、公費投入をするよう、国や都に要請して下さい。

3. 医療関係について

- (1) 都立・公社病院の独立行政法人化を直営に戻すよう、都に要請して下さい。
- (2) 被保険者が申請しなくても「資格確認書」を交付するよう、国に要請して下さい。また、後期高齢者医療制度については、「資格確認書」を全員に交付するよう、東京都後期高齢者広域連合に要請して下さい。
- (3) OTC 類似薬の一部を保険対象としない政策を実施しないよう、国に要請して下さい。
- (4) 8 月から実施の高額療養費制度を中止するよう、国に要請して下さい。
- (5) 4 月から「子ども・子育て支援金制度」は、健康保険料に上乗せされる形で徴収していますが、健康保険料に上乗せしないよう国に要請して下さい。
- (6) 70 歳以上の医療費の原則自己負担 3 割導入の検討については行わないよう、国に要請して下さい。

4. 介護保険制度について

- (1) 介護労働者の確保のために、介護事業所への人件費補助を行うこと。国の調整交付金 5%を全額交付し、さらに介護保険料と利用軽減のために財政支援することを、国に要請して下さい。
- (2) 特養ホームの入所条件を要介護 1 からに戻すよう、国に要請して下さい。
- (3) 介護保険料の滞納者にペナルティとして、介護サービスの利用料を 3 割負担にしていますが、保険料の支払い意思がありながら、負担能力のない人に 3 割負担にはしないよう国に要請して下さい。
- (4) 「介護保険 65 歳優先原則」を規定した障害者総合支援法第 7 条の廃止を国に要請して下さい。
- (5) ケアプランの有料化、要介護認定者を総合事業に移行などの給付削減・利用者負担の引き上げなど負担増につながる制度見直しをしないよう、国に要請して下さい。また、住宅型有料老人ホームに隣接する介護事業所の利用のケアプランについて、利用者から 1 割を徴収する規定について、中止するよう、国に要請して下さい。

5. 住宅と公共施設について

- (1) 都営住宅の新設、特に単身者の戸数を増やすよう都に要請して下さい。また、単身者の入所条件を世帯者と同じ「申込日現在、東京都内に居住していること。」にするよう要請して下さい。
- (2) JKK（住宅供給公社）に、生活保護利用者は賃貸住宅の保証人を不要にするよう要請して下さい。

6. シルバーパスについて、他県に接続する部分も「通しで」使えるように東京都に要請して下さい。

7. 「若い人も高齢者も安心できる年金制度」にするために以下のことを国に要請して下さい。

- (1) 「マクロ経済スライド」は 廃止して下さい。
- (2) 年金は隔月支給ではなく、毎月支給して下さい。
- (3) 全額国庫負担による「最低保障年金制度」を早急に実現し、当面、基礎年金の国庫負担分月 3.5 万円をすべての高齢者に支給して下さい。
- (4) 年金積立金の株式運用をやめ、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用して下さい。

8. 郵便等による不在者投票の対象者は、介護保険制度では要介護状態区分が「要介護 5」です。要介護 3 以上にするよう国に要請して下さい。

9. 昨年 6 月 27 日、最高裁判所第三小法廷（宇賀克也裁判長）は、2013 年からの史上最大の生活扶助基準引き下げ処分の違法性を認め、処分の取消しを命じる判決を言い渡しました。この判決を踏まえ、以下の 5 項を国に要請して下さい。

- (1) 生活保護利用者に対する真摯な謝罪。
- (2) 厚生労働省は判決後、13 年度とは別の計算方法を用いて再び減額を行いました。さらに、原告の方には特別給付金を上乘せするとしましたが、法の下での平等に反します。利用者全員に 2013 年改定前基準との差額保護費の遡及支給すること。
- (3) 関連する諸制度への影響調査と被害回復すること。
- (4) 検証委員会の設置による事実経過と原因の調査・解明等を行うこと。